

事務連絡  
令和4年1月31日

各都道府県 障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る賃金改善開始の報告について

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金については、「令和4年度（令和3年度からの繰越分）福祉・介護職員処遇改善支援事業（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金）（令和3年度補正予算分）に係る国庫補助協議について（依頼）」（令和4年1月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害保健福祉課事務連絡）において実施要綱等の案をお示ししたところです。

実施要綱案において、障害福祉サービス事業者等は都道府県知事に対して賃金改善開始の報告を行うこととしておりますが、今般、当該報告に係る様式例を作成しました。

当該報告については、本年2月分及び3月分の賃金改善を行っていることを担保するため、本年4月15日までの提出としている処遇改善計画書に先立って提出いただくこととしております。

そのため、実施要綱案においてお示ししているとおり、原則として令和4年2月末日までの報告を求めておりますが、

- ・ 令和4年3月分とまとめて同年2月分の賃金改善分の支給を行う場合は、同年3月末日までの報告とすること
- ・ また、やむを得ない事情により、令和4年2月分から賃金改善を行っているにもかかわらず未報告であった場合には、処遇改善計画書の提出時に併せて報告を行うこと

としますので、御了知いただくとともに、管内の障害福祉サービス事業所等への周知をお願いいたします。